

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」
に係る相談活動の実施状況等について
〈令和3年度（2021年度）〉

熊本県

はじめに

熊本県では、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して、平成24年(2012年)4月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

県では、不利益取扱いや合理的配慮又は虐待に関する相談（以下「特定相談」という。）に応じるため、条例第13条に基づき広域専門相談員を配置し、関係者への必要な助言や情報提供、関係者間の調整、関係機関への通告等に対応しています。

この報告書は、令和3年度（2021年度）に広域専門相談員が対応した特定相談の状況等をまとめたものです。

この報告書を通じて、どのような行為が差別に当たるのか、そこにはどのような背景や問題があったのかを県民の皆さんに広く知っていただき、今後、このような事例が起きないように、県民一人一人が何をすればよいかを考え、行動していただく契機となるよう作成しました。

令和3年（2021年）5月には障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会的障壁の除去を進める動きが全国的に加速して行くことが予想されます。

また、県では令和4年(2022年)3月に、熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を制定し、今後この条例の普及啓発にも取り組んでいくこととしています。

引き続き、障がいのある人への差別の解消や理解の促進を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる熊本の実現に向けて、障がいのある人への権利擁護等の推進に取り組んで参ります。

目 次

1 条例の仕組み -----	1
(1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」	
(2) 虐待の禁止	
(3) 相談の仕組み	
(4) 事案解決の仕組み	
(5) 理解促進への取組	
2 相談活動の実施状況 -----	2
(1) 相談体制	
(2) 相談件数	
(3) 不利益取扱いの内訳	
(4) 合理的配慮の内訳	
(5) 虐待の内訳	
 〈データ編〉	
3 令和3年度（2021年度）相談内容の傾向等 -----	7
(1) 障がい種別ごとの相談件数	
(2) 相談者別の相談件数	
(3) 相談方法別の相談件数	
(4) 関係機関との連携	
(5) 相談への対応状況	
(6) 対応回数	
4 今後の課題及び対応 -----	12
(1) 条例の周知・啓発について	
(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について	
(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について	
5 事案解決の状況（調整委員会） -----	13
6 普及・啓発活動の実施状況 -----	14
 〈事例編〉	
7 相談事例 -----	15
(1) 不利益取扱いに関する相談事例	
(2) 合理的配慮に関する相談事例	
(3) 虐待に関する相談事例	
(4) その他の相談事例	

- ・ 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
- ・ 熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員名簿

※この年報では、「障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例」を「条例」と表記しています。

1 条例の仕組み

この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いを禁止することなどにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指すものです。

条例の主な特徴は、次のとおりです。

(1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」

条例では、障がいを理由とする不利益な取扱いを8つの分野^{※解説2}にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。（条例第8条）

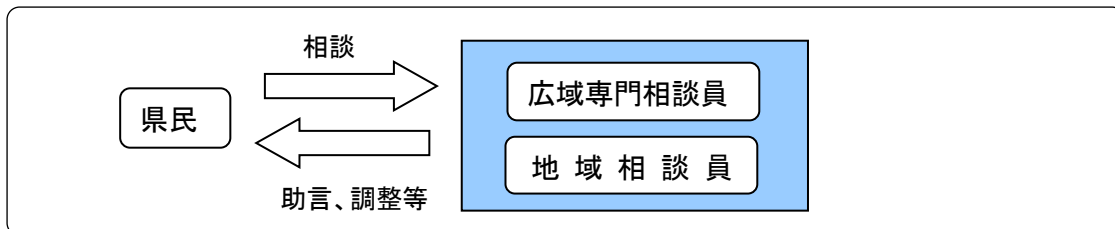
また、障がい者が日常生活や社会生活で受けている様々な制限や制約（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）が行われなければならないと規定しています。（条例第9条）

(2) 虐待の禁止

何人も、障がい者に対し虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放任又は経済的虐待）をしてはならないと定めています。（条例第10条）

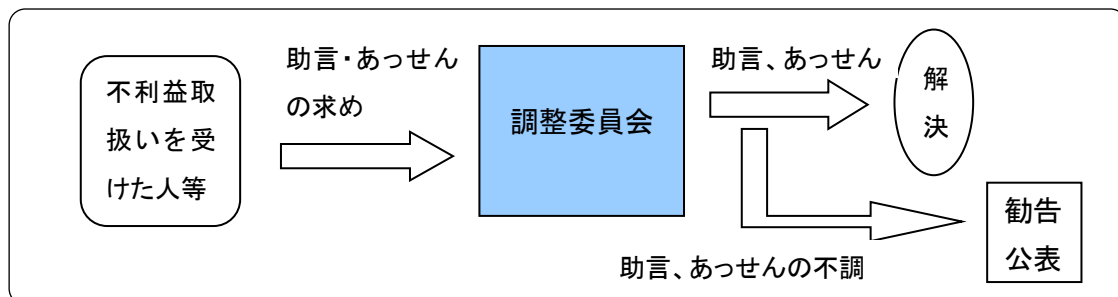
(3) 相談の仕組み

不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談体制として、「地域相談員」と「広域専門相談員」を設けています。（条例第11条）



(4) 事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」を設け、助言やあっせんを行うこととしています。（条例第16条）



(5) 理解促進への取組

県は、障がい者に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を進めていくと定めています。（条例第21条）

2 相談活動の実施状況

(1) 相談体制

県では、障がい者支援課に広域専門相談員を4人、各地域に地域相談員を137人配置しています。(R4.3.31時点)

広域専門相談員は、障がい者支援課に設置した専用の電話やメール等で相談を受け付け、地域相談員と連携しながら、事案の解決に努めています。

また、地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員(※1)並びに精神障がいに関する相談員として地域活動支援センター等に勤務する精神保健福祉士等が、その役割を担っています。相談を受けた地域相談員は、広域専門相談員と連携して、事案の解決を図っています。

※1 身体障害者相談員・知的障害者相談員

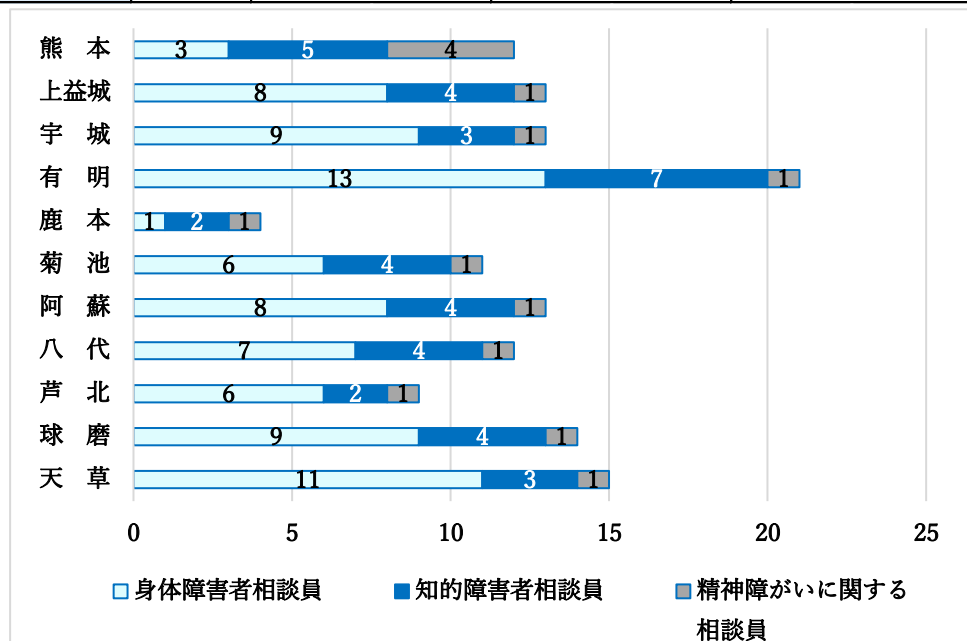
福祉の推進に熱意・識見のある地域の方が、市町村長から委託を受けて、身体障がい者又は知的障がい者、その家族の方からの相談に応じる制度です。

(身体障害者福祉法第12条の3、知的障害者福祉法第15条の2)

【表1】圏域ごとの地域相談員数(令和3年度(2021年度))

(単位：人数)

圏域	合計	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	精神障がいに関 する 相談員
熊本	12	3	5	4
上益城	13	8	4	1
宇城	13	9	3	1
有明	21	13	7	1
鹿本	4	1	2	1
菊池	11	6	4	1
阿蘇	13	8	4	1
八代	12	7	4	1
芦北	9	6	2	1
球磨	14	9	4	1
天草	15	11	3	1
計	137	81	42	14



(2) 相談件数

令和3年度（2021年度）に寄せられた新規の相談件数は94件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が4件、合理的配慮に関する相談が10件、虐待に関する相談が11件、その他の相談が69件でした。

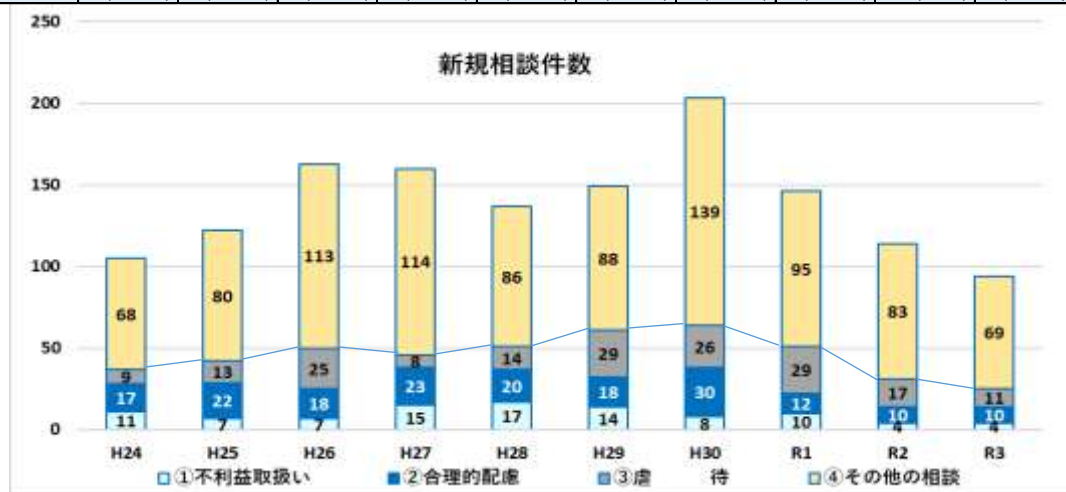
対応回数とは、事案ごとに面談や電話・メール対応等を行った回数のことで、事案94件に対して合計340回の対応を行っています。

なお、過年度からの継続事案が16件ありますが、ほとんどがその他の相談に該当するものです。事案の対応が合計824回（1件当たり対応回数51.5回）と、新規事案（1件当たり対応回数3.61回）よりも多くの対応を行っています。新規、継続を含めた全ての相談に対する対応回数は、1164回となっています。

【表2】相談件数(対応回数)

(単位：上段は相談件数、下段は対応回数)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①不利益取扱い	11 (321)	7 (37)	7 (82)	15 (138)	17 (100)	14 (170)	8 (50)	10 (87)	4 (18)	4 (23)
②合理的配慮	17 (107)	22 (218)	18 (142)	23 (191)	20 (130)	18 (144)	30 (306)	12 (58)	10 (105)	10 (43)
③虐待	9 (64)	13 (99)	25 (179)	8 (17)	14 (62)	29 (200)	26 (132)	29 (152)	17 (71)	11 (40)
計(①～③)	37 (492)	42 (354)	50 (403)	46 (346)	51 (292)	61 (514)	64 (448)	51 (297)	31 (194)	25 (106)
④その他の相談	68 (598)	80 (304)	113 (446)	114 (552)	86 (308)	88 (1458)	139 (564)	95 (304)	83 (496)	69 (234)
新規計(①～④)	105 (1090)	122 (658)	163 (849)	160 (898)	137 (600)	149 (1972)	203 (1052)	146 (601)	114 (690)	94 (340)
(継続事案)	—	11 (639)	11 (498)	18 (784)	10 (916)	10 (251)	19 (1521)	22 (453)	18 (184)	16 (824)
計(新規+継続)	105 (1090)	133 (1297)	174 (1347)	178 (1682)	147 (1516)	159 (2223)	222 (2573)	168 (1054)	132 (874)	110 (1164)



上表では、特定相談※^{解説1}の合計値を線で結んでいます。

【解説1】

条例では、「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談ができることと定めており、これらを「特定相談※」と定義しています。(条例第11条関係)

しかし、特定相談以外の相談にも、障がいに関連する様々な問題が隠れていることもあるため、「その他の相談」として幅広く相談を受けるよう努めています。

(3) 不利益取扱いの内訳

障がいを理由とする不利益取扱い8分野^{※解説2}を取りまとめたものが、【表3】です。

令和3年度(2021年度)は「②医療」「③商品販売・サービス提供」「④労働者の雇用」「⑥建物等・公共交通機関の利用」に関する相談が寄せられています。

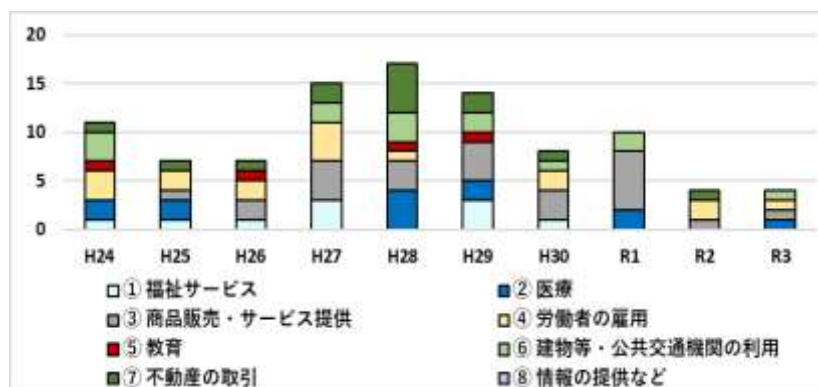
令和3年度(2021年度)の相談件数は、昨年度と同じく4件でした。

これまでの10年間を通してみると、年度によって寄せられた相談分野に違いはありますが、「③商品販売・サービス提供」や「④労働者の雇用」等を中心に相談が寄せられています。

【表3】不利益取扱いの内訳

(単位：件数)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
① 福祉サービス	1	1	1	3	0	3	1	0	0	0	10
② 医療	2	2	0	0	4	2	0	2	0	1	13
③ 商品販売・サービス提供	0	1	2	4	3	4	3	6	1	1	25
④ 労働者の雇用	3	2	2	4	1	0	2	0	2	1	17
⑤ 教育	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	4
⑥ 建物等・公共交通機関の利用	3	0	0	2	3	2	1	2	0	1	14
⑦ 不動産の取引	1	1	1	2	5	2	1	0	1	0	14
⑧ 情報の提供など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	7	7	15	17	14	8	10	4	4	97



【解説2】

条例では、「不利益取扱い」として、次の8つの分野[※]について具体的に掲げて禁止しています。(条例第8条関係)

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④労働者の雇用
⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供など

(4) 合理的配慮の内訳

合理的配慮に関する相談を性質別に3つに分類^{※解説3}したものが、【表4】です。

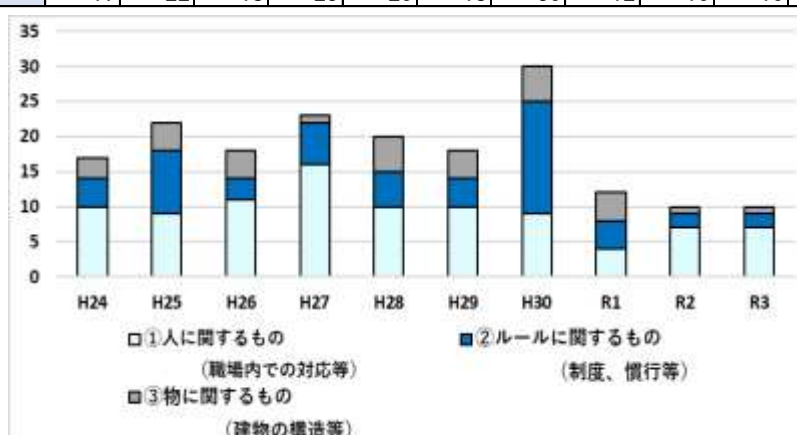
令和3年度（2021年度）は10件の相談があり、「派遣先の職場での駐輪場に関する相談」などが寄せられています。

これまでの10年間を通してみると、「①人に関するもの（職場内での対応等）」いわゆる「心のバリアフリー」に関する相談が多い状況があります。

【表4】合理的配慮の内訳

（単位：件数）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
①人に関するもの（職場内での対応等）	10	9	11	16	10	10	9	4	7	7	93
②ルールに関するもの（制度、慣行等）	4	9	3	6	5	4	16	4	2	2	55
③物に関するもの（建物の構造等）	3	4	4	1	5	4	5	4	1	1	32
計	17	22	18	23	20	18	30	12	10	10	180



【解説3】

条例の「合理的配慮」については、「不利益取扱い」のように分野ごとの具体的な規定はありません。

これは、実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの種別や程度、配慮を求められる側の負担能力などによって異なるため、それぞれのケースに応じて判断されることになるためです。

表4では、①人に関するもの、②ルールに関するもの、③物に関するものとして整理しています。（条例第9条関係）

(5) 虐待の内訳

虐待に関する相談を種類別に5つに分類したものが、【表5】です。1つの相談(事案)の中で複数の種類の虐待が行われることがあるため、合計は【表2】相談件数と一致しない場合があります。

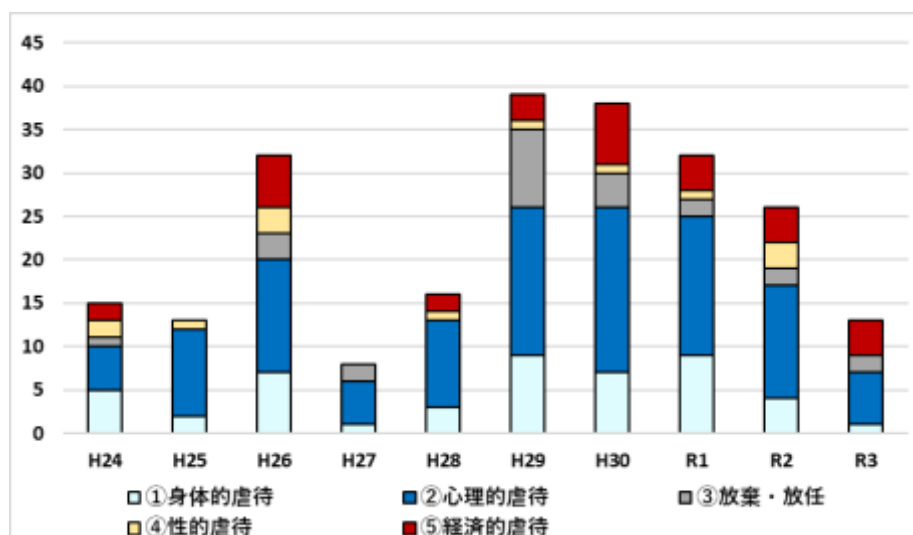
例年、「②心理的虐待」が多い傾向にあり、令和3年度(2021年度)は6件の相談が寄せられました。

【表5】虐待の種類別内訳

(単位：件数)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
①身体的虐待	5	2	7	1	3	9	7	9	4	1	48
②心理的虐待	5	10	13	5	10	17	19	16	13	6	114
③放棄・放任	1	0	3	2	0	9	4	2	2	2	25
④性的虐待	2	1	3	0	1	1	1	1	3	0	13
⑤経済的虐待	2	0	6	0	2	3	7	4	4	4	32
計	15	13	32	8	16	39	38	32	26	13	232

※事案が複数の種類に該当する場合は、重複して計上しています。



【解説4】

平成24年(2012年)10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が施行されました。同法の「障害者虐待」は①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3つの類型が対象となっています。なお、これらに該当しない障害者に対する虐待についても、条例による対応を行っています。(条例第10条関係)

令和3年度（2021年度）相談内容の傾向等

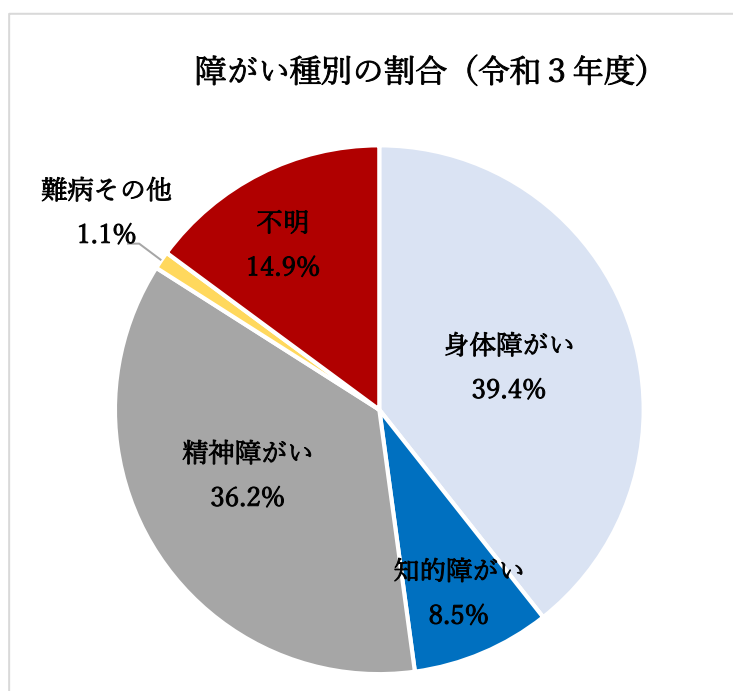
（1）障がい種別ごとの相談件数

障がいの種別ごとの相談件数では、身体障がいのある人についての相談が最も多く、全体の約4割となっています。

【表6】障がい種別ごとの相談件数（ ）は前年度の数値

		件数	割合(%)
①身体障がい	視覚障がい	5 (6)	5.3 (5.3)
	聴覚障がい	8 (11)	8.5 (9.6)
	言語等障がい	0 (0)	0.0 (0.0)
	肢体不自由	22 (14)	23.4 (12.3)
	内部障がい	2 (8)	2.1 (7.0)
	不明	0 (2)	0.0 (1.8)
	計	37 (41)	39.4 (36.0)
②知的障がい		8 (14)	8.5 (12.3)
③精神障がい		34 (46)	36.2 (40.4)
④難病その他		1 (1)	1.1 (0.9)
⑤不明		14 (12)	14.9 (10.5)
計		94 (114)	100.0 (100.0)

※重複障がいのある人については、主たる障がいの区分で計上しています。

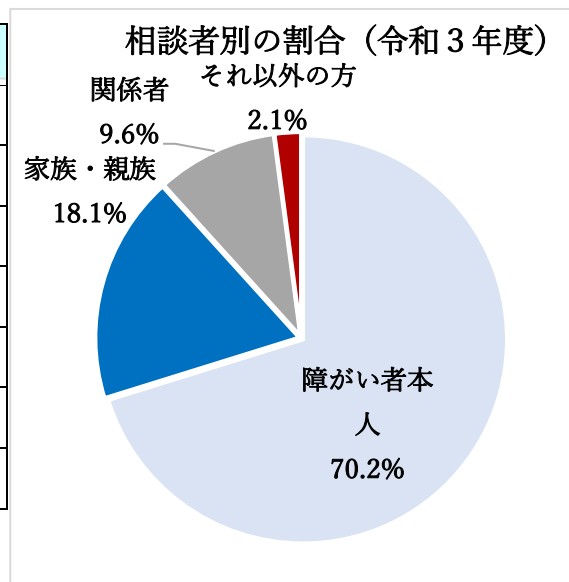


(2) 相談者別の相談件数

相談者別の相談件数では、「障がい者本人」からの相談が最も多く、次いで「家族・親族」となっています。障がい者本人とその家族・親族が相談者全体の約9割を占めています。

【表7】相談者別の相談件数 ()は前年度の数值

	件数		割合(%)	
①障がい者本人	66	(80)	70.2	(70.2)
②家族・親族	17	(16)	18.1	(14.0)
③関係者	9	(7)	9.6	(6.1)
④友人・知人	0	(6)	0.0	(5.3)
⑤上記以外の方	2	(3)	2.1	(2.6)
⑥不 明	0	(2)	0.0	(1.8)
計	94	(114)	100.0	(100.0)

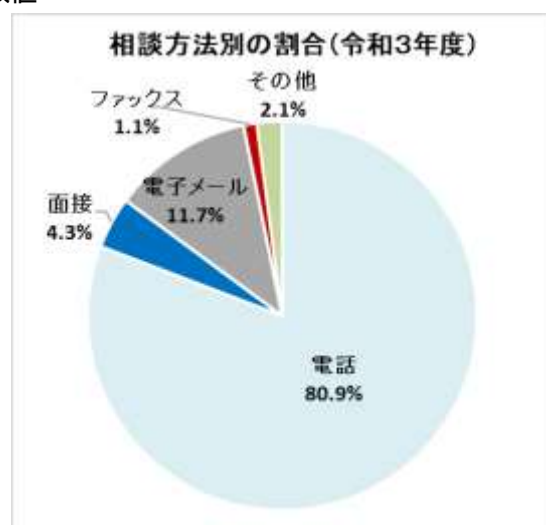


(3) 相談方法別の相談件数

初回の相談方法では全体の約8割が電話による相談となっています。相談受付後は、状況に応じて電話・メール・面談等により対応を行っています。

【表8】相談方法別の相談件数 ()は前年度の数值

	件数		割合(%)	
①電 話	76	(101)	80.9	(88.6)
②面 接	4	(2)	4.3	(1.8)
③電子メール	11	(11)	11.7	(9.6)
④ファクシミリ	1	(0)	1.1	(0.0)
⑤その他	2	(0)	2.1	(0.0)
計	94	(114)	100.0	(100.0)



(4) 関係機関との連携

相談件数 94 件のうち 24.5%の 23 件について関係機関との連携がありました。主な連携先は、「②県の他部局」「③市町村」「⑱相談支援事業所・障害者支援施設等」等となっています。事案に応じて様々な関係機関と連携しながら相談に対応しています。

【表9】連携した関係機関等(重複あり) ()は前年度の数値

連携した機関等	件数	連携先別件数 (単位: 件数)
① 地域相談員	1 (4)	1
② 県の他部局	8 (5)	8
③ 市町村	10 (4)	10
④ 児童相談所	0 (0)	0
⑤ 身体障害者リハビリテーションセンター	0 (0)	0
⑥ 知的障害者更生相談所	0 (0)	0
⑦ 精神保健福祉センター	0 (1)	0
⑧ 発達障害者支援センター	0 (1)	0
⑨ 女性相談センター	0 (0)	0
⑩ 保健所	0 (0)	0
⑪ 教育委員会	0 (0)	0
⑫ 学校・教育機関	0 (0)	0
⑬ ハローワーク・労働局	3 (5)	3
⑭ 障害者就業・生活支援センター	0 (1)	0
⑮ 消費生活センター・多重債務者支援団体	0 (0)	0
⑯ 人権センター・人権擁護委員等	1 (0)	1
⑰ 社会福祉協議会	1 (0)	1
⑱ 福祉関係団体(当事者団体等)	2 (4)	2
⑲ 相談支援事業所・障害者支援施設等	5 (4)	5
⑳ 医療機関	1 (1)	1
㉑ 一般企業・業界団体等	0 (0)	0
㉒ 当事者の家族・担当職員等	1 (2)	1
㉓ その他	1 (4)	1
計	34 (36)	34

(5) 相談への対応状況

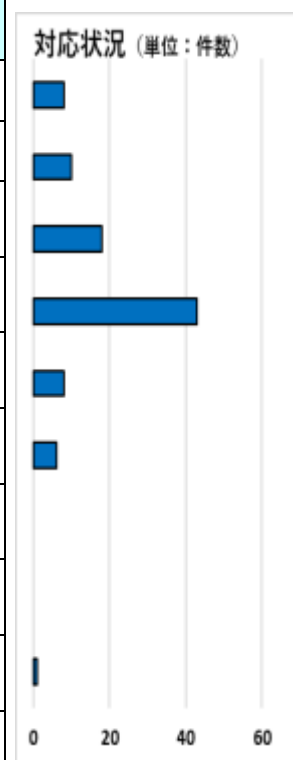
具体的な対応状況を見ると、「④傾聴を主とした対応」が最も多く、全体の約半数を占めています。「①相手方との調整等を実施」した事案は8件(8.5%)でした。

「②関係機関や相談窓口の紹介」、「⑤情報提供・資料送付」、「⑥権限を有する機関等へ対応を依頼」といった、相談者へ情報提供を行った事案は24件(25.5%)となっており、適切な相談窓口等の情報周知がまだ必要な状況です。

また、相談内容が明確でなかったり、具体的な対応が求められなかったりしたことから「④傾聴を主体とした対応」を取った事案が、43件(45.7%)ありました。

【表 10】相談に対する対応の状況 ()は前年度の数値

対応状況	件数	割合(%)
①相手方との調整等を実施	8 (6)	8.5 (5.3)
②関係機関や相談窓口の紹介	10 (13)	10.6 (11.4)
③相談者への助言	18 (22)	19.1 (19.3)
④傾聴を主とした対応	43 (59)	45.7 (51.8)
⑤情報提供・資料送付	8 (8)	8.5 (7.0)
⑥権限を有する機関等へ対応を依頼	6 (3)	6.4 (2.6)
⑦関係先への啓発活動の実施	0 (2)	0.0 (1.8)
⑧調整委員会への申立て	0 (0)	0.0 (0.0)
⑨その他	1 (1)	1.1 (0.9)
計	94 (114)	100.0 (100.0)



※割合の計については、端数を処理して算出しています。

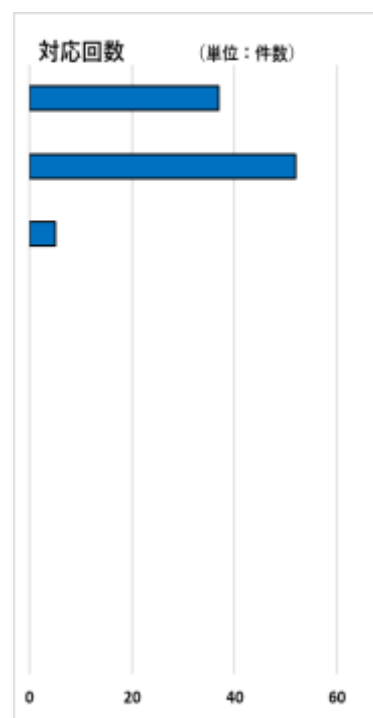
(6) 対応回数

令和3年度（2021年度）新規相談への延べ対応回数は、340回となっており、9割以上の事案が10回以内の対応で終結しています。

一方で、令和2年度（2020年度）以前から継続して対応している相談事案については、特定相談以外のその他相談（主に将来の生活への不安等）が増えています。また、相談事案が長期化するにつれて対応時間も増えており、中には、1回あたりの相談時間が90分を超える事案もあります。

【表11】対応回数（ ）は前年度の数值（単位：件数）
〈新規〉

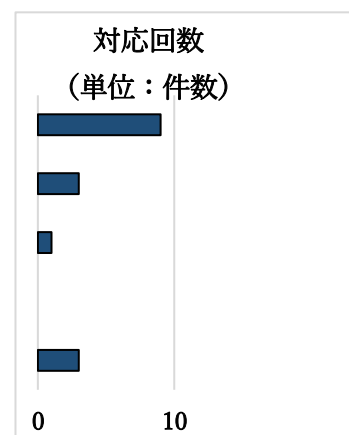
回数	特定相談	その他の相談	合計	割合（%）
1回	6 (13)	31 (32)	37 (45)	39.4 (39.5)
2～10回	17 (15)	35 (45)	52 (60)	55.3 (52.6)
11～20回	2 (1)	3 (4)	5 (5)	5.3 (4.4)
21～30回	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
31～40回	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.9)
41～50回	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (0.9)
51～100回	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.9)
101～150回	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
151回～	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0.0 (0.9)
計	25 (31)	69 (83)	94 (114)	100.0 (100.0)



※割合の計については、端数を処理して算出しています。

〈継続〉

回数	特定相談	その他の相談	合計	割合（%）
10回以下	1 (1)	8 (13)	9 (14)	56.2 (77.8)
11～50回	0 (0)	3 (3)	3 (3)	18.8 (16.7)
51～100回	0 (0)	1 (1)	1 (1)	6.2 (5.5)
101～150回	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
151回～	0 (0)	3 (0)	3 (0)	18.8 (0.0)
計	1 (1)	15 (17)	16 (18)	100.0 (100.0)



※割合の計については、端数を処理して算出しています。

4 今後の課題及び対応

(1) 条例の周知・啓発について

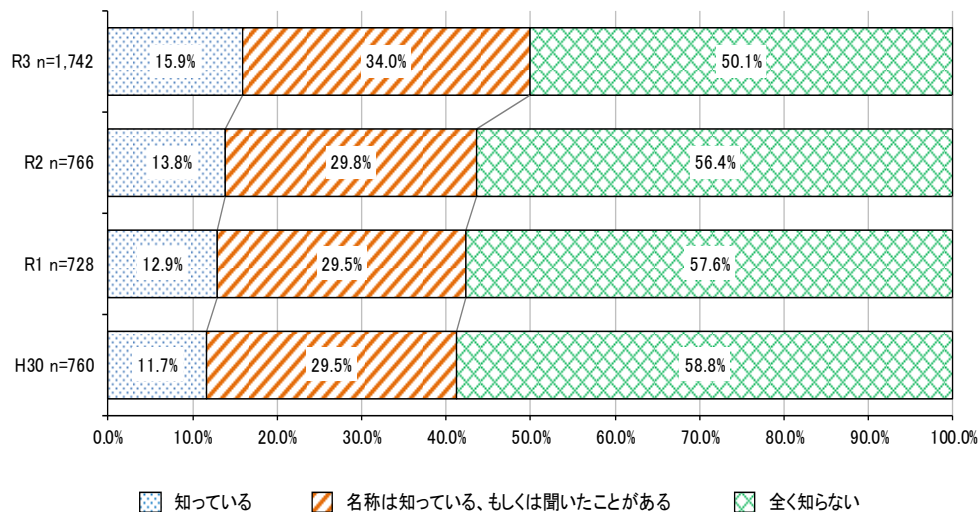
条例の重要なポイントの一つに県民への理解促進があります。「共に生きる熊本づくり」を実現するためには、より多くの人にこの条例を正しく理解してもらうことが必要です。

県が実施した「2021年県民アンケート」によると、条例の認知度は49.9%であり、令和3年度末の目標値50%には達成していませんが、条例施行後10年が経過し、着実に認知度が向上していると言えます。今後は単に条例の名称のみならず、内容を把握している県民を増やしていく必要があります。引き続き、県民への有効な啓発活動に努めていきます。

2021年 県民アンケート(令和3年6月実施)

問17 熊本県では、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」により、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。あなたは、この条例を知っていますか。

(SA)



(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について

寄せられた様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、今後とも市町村、福祉総合相談所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、医療機関など様々な機関との連携を図る必要があります。

平成28年(2016年)4月に施行された障害者差別解消法が令和3年5月に改正され、事業者にも合理的配慮を求めることとされています。そのため、今後、ますます事業者に関する障がい者差別に対する相談が寄せられると考えられますので、同法に規定されている障害者差別解消支援地域協議会(熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議)と連携し、情報を共有するなど関係機関・団体等とのネットワークの強化に努めていきます。

(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について

相談は電話による対応が中心となっていますが、電話の声だけでは相手の状況が確実に読み取ることはできず、また誤解を与えてしまうおそれもあるため、相談員は相談者の言葉にじっくりと耳を傾け、より丁寧な説明を行い、誤解等が生じないように努めています。

また、相談者の障がい特性上、口頭（音声）よりもメールや手紙（文面）でのやりとりの方が理解しやすい場合などは、特性に応じて相談手段や方法を柔軟に考えながら対応する必要があります。

多種多様な相談に適切かつ迅速に対応するため、地域相談員や広域専門相談員は資質の向上に努めなければなりません。

特に相談業務の核となる広域専門相談員においては、相談内容（最近増えてきたICTへの不安事例等）に応じた適切な助言、情報提供、関係者間の調整等を行う必要があるため、日頃から相談員としての研鑽に努め、資質の向上に向けて取り組んでいきます。

5 事案解決の状況（調整委員会）

不利益取扱いとされる事案に関する助言・あっせんを行う機関として、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」（調整委員会）を設置しています。

調整委員会の権限には、助言・あっせんのほか、地域相談員・広域専門相談員の選任に係る意見具申、障がい者の権利擁護の施策に関する調査審議も含まれています。

調整委員会は15人（障がい者団体、家族団体、施設関係団体の代表者6人、福祉、教育、雇用及び医療分野の有識者6人、大学教授や弁護士などの公益的な立場の者3人）で構成されています。

これまで、平成24年に2件、平成26年に1件の申立てがありました。

年度	会議名	開催日	主な議題
H23	第1回	H23.12.2	・条例施行(H24.4.1)に向けた取組について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について ・条例解説書の作成について
	第2回	H24.3.23	・調整委員会の運営について ・地域相談員、広域専門相談員の委嘱について(報告)
H24	第3回	H24.12.21	・特定相談の実施状況について(中間報告) ・助言・あっせんの申立ての審理について (平成24年第1号事案、平成24年第2号事案) ・助言・あっせんに係る調整委員会の運営について
H25	第4回	H25.8.8	・特定相談の実施状況について(H24年度報告) ・差別解消法の公布について

H26	第 5 回	H26.9.8	・助言・あっせんの申立ての審理について (平成 26 年第 1 号事案)
H27	第 6 回	H27.5.25	・条例の見直しについて
	第 7 回	H27.8.24	・条例の見直しについて
H29	第 8 回	H29.6.2	・特定相談の実施状況について(H27・28 年度報告) ・障害者差別解消法の施行状況等について
H30	第 9 回	H30.5.24	・特定相談の実施状況について(H29 年度報告)
R1	第 10 回	R1.6.6	・特定相談の実施状況について(H30 年度報告)
R3	第 11 回	R4.2.21 書面開催	・特定相談の実施状況について(R1,R2 年度報告)

6 普及・啓発活動の実施状況

条例の普及・啓発活動として、県ホームページには条例の解説書やリーフレットをはじめ、相談の活動状況をまとめた報告書（年次報告）などを掲載しています。

その他、業界団体への出前講座や研修会等に対して、広域専門相談員を講師として派遣しています。

取組の概要
(1) 業界団体の研修会等への講師派遣
・令和 3 年度(2021 年度) 計 9 回、受講者 275 人
(2) 県職員への特定課題研修等

県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1975.html>

7 相談事例

相談事例では、寄せられた相談を分野ごとに整理して、主な事案についての相談内容、対応、結果等を掲載しています。

(1) 不利益取扱いに関する相談事例

ア 医療分野の例

事 例	病院で希望する検査をしてもらえなかったという相談
相談者	知的障がいのある人の姉
相談内容	<p>知的障がいのある妹が母と病院に行き、産婦人科を受診し内診を含めいろいろ検査をしてほしいと母から頼んだが、病院側から当事者に知的障がいがあり、暴れると当事者に傷がつく恐れがあると言われエコー検査以外の検査はしてもらえなかった。</p> <p>当該病院は以前にも歯の治療の折、障がい者の歯科治療はしないと断っていた経緯がある。</p> <p>妹の個別の案件について事実を明らかにしてほしいということではなく、今後当該病院に対しては障がい者差別をなくしてほしいし、当該病院を管轄する行政機関については障がい者に対する理解啓発を進めてほしい。</p>
対応及び結果	<p>相談者の了解を得て当該行政機関に事件の概要を伝え、当該行政機関から当該病院への事情を聞き、その結果を当方へ伝えるよう依頼した。</p> <p>当該行政機関が、当該病院に対し、産婦人科での診療拒否はなかったか問い合わせたところ、エコーやMRIで検診することが多く、触診は必ずしも必要ではない。本人が再診を希望される場合は、MRI、触診を行うとの回答があったとの回答があった。</p> <p>この回答について、当該行政機関から本人に報告することとした。</p> <p>併せて、相談者が求める障がい者に対する理解啓発については、当該行政機関の広報誌等を活用して実施した旨報告を受けた。</p>

【広域専門相談員から】

本事案は、医療における不利益取り扱いの事例です。当事者及び家族から検診の申し出があっているにもかかわらず、当事者が暴れて傷つけるかもしれないとの心配から検診を断るのは障がい者の差別に当たると考えられます。

当該行政機関も広報誌に虐待の特集を組まれ、病院での診療拒否は障がい者の差別に当たると紹介されていました。

イ 商品販売・サービス提供分野の例

事 例	婚活事業所での職員の言動を不愉快に感じたという相談
相談者	精神障がいのある人
相談内容	<p>結婚に関する事業所で契約する際に「障害者手帳を持っている。現在は体調が良くないので就労はしてない」と伝えた。職員から「頑張って」と何度も言われたが、自分なりにいろいろと頑張っている。何を頑張ったらいいのかわからないので、頑張ると言わないでほしい。</p> <p>後日、事業所に電話で「障害年金を受給している」と伝えると「どうして初めから言わなかったのか」と責められ、更に「障害年金のことは公開用プロフィールに明記する」と告げられた。氏名等の情報は公開してもいいが、障害年金のことは公開しないでほしい。</p>
対応及び結果	<p>事業所に確認したところ、「頑張ると言い過ぎて申し訳ない、直接本人に連絡して謝りたい」また、「障害年金については本人から聞いておらず、事業所として相手に結婚に関する話をすることが難しかったこともあり、そう発言した」と説明があった。事業所から、本人に連絡し、謝罪するとともに、年金の受給状況は、プロフィールの公開情報のうち、収入の情報として公開するものであるが、障害年金受給以外でどうするかを本人と相談しながら決めることができたとの報告を受けた。</p> <p>また、事業所には、障害者手帳取得のことや年金受給の確認など、聞きにくい内容だと思うが、入会時などに、事業所として把握する必要のある個人情報や公開する内容などについて丁寧に説明しておくことを提案した。</p>

【広域専門相談員から】

「頑張る」という声掛けは、受け取る側の状況によってはプレッシャーを感じ、ストレスになることがあります。そのため、相手の状態を見極めての対応が求められます。個人情報については、契約者に対してなぜそれが必要なのかを丁寧に説明し、納得してもらったうえで確認することが大切です。

事業所は、日頃から障がいのある人への対応に難しさを感じていたと言われ、障がいのある方への対応に関する情報がほしいと希望されました。そこで当方の出前講座を紹介し、障害者差別解消法と条例のパンフレットを送付した。

(2) 合理的配慮に関する相談事例

ア 身体障がい（肢体不自由）に関する事例

事 例	派遣先の職場での駐輪場に関する相談
相談者	身体障がい（肢体不自由）のある人
相談内容	<p>派遣先の職場にバイクで通勤している。職場敷地内ではエンジンを止めるという決まりになっているため、駐輪場まで十数メートルを押して行く必要がある。バイクを押して歩くことは、体への負担が大きいため、派遣元の上司に相談し、許可を得て、敷地内でエンジンをかけて徐行していた。しかし、それを見た派遣先の職員からとがめられたため、身体障害者手帳を見せて説明したが、注意を受けた。</p> <p>その後、敷地外にある駐輪場の使用が認められたが、いつもゲートが閉まっていて、私に来るなど言っているのと同じように感じる。</p> <p>このような状況を上司に説明しても迅速に対応してくれないため、派遣元に対し合理的配慮に関する啓発を行ってほしい。</p>
対応及び結果	<p>上司に電話で事実確認を行うと、本人の説明が事実であることが認められた。そこで、上司のもとに出向き、本人が辛い思いをしたことや障害者差別解消法と県条例のこと、合理的配慮の提供について説明した。また、当方は事業者からの相談にも応じていることを伝え、出前講座の案内も行った。</p> <p>本事例の相談内容を踏まえ、障がいのある職員へヘルプマークとヘルプカードの紹介も行なってほしい旨伝え、見本として実物を提供した。</p>

【広域専門相談員から】

本事例は、合理的配慮のルールに関するものです。障がいのない人には何でもないルールが、障がいのある人にとっては守ることが難しく社会的障壁になることがあります。今回のことを契機に、障がいに応じた適切な配慮となるよう工夫していただきたいと思います。配慮するにあたって、派遣元の上司の立場として派遣先との関係性から細かい調整が難しい面があったのかもしれませんが、さらに、広域専門相談員として派遣先に働きかける方法もあったと思われます。

イ 精神障がいに関する事例

事 例	勤務先で同僚からいわれなき嫌がらせをされているという相談
相談者	精神障がいのある人
相談内容	<p>勤務先でお昼の弁当注文用の名札を裏返し、当事者の昼食が不要と思わせるような嫌がらせをする人がいる。ある職員がみんなに野菜等を配っているが、自分には配られず、差別的な対応をされる。</p> <p>給与明細を渡される時に、封筒から明細を出して覗き見しているような感じで渡され嫌な思いをした。</p> <p>職場のみんなに挨拶をしても返してくれない人もいて傷つく。</p> <p>当事者は精神障がいがあるため、強い口調で言われるととても不安定になり、涙がこぼれてしまう。</p> <p>これらのことを上司に訴えると気にするなと慰めてくれるが、いじめや意地悪はなかなか収まらない。障がい者のことをもっと理解してほしい。</p>
対応及び結果	<p>相談者本人が職場に相談し、嫌がらせについては職場の上司等が守るなどと言ってくれたとの連絡があった。当事者からは、精神不安定の状況の時に架電してくることが多いが、当事者の話をしっかり受け止め、嫌がらせをするような人との接触を避けるように伝えた。</p> <p>電話相談のみならず、面談での相談も行い、じっくり時間をかけて、生い立ちのことや家族のことなども伺った。</p> <p>毎回異なる内容の相談があるが、その都度傾聴し、時によってはアドバイスしたり、励ましたりして対応した。</p>

【広域専門相談員から】

精神障がいのある当事者が職場での合理的配慮を求めたもので、当事者は障がい者枠での採用でなく、一般枠での採用になっていますが、配慮が必要なことには変わりはありません。以前にも当事者から相談があり、相談員が職場を訪問し上司に理解を求めている。現在は本人の気持ちを前向きにすることに主眼を置いているが、周囲の方の精神障がい者への理解が進めば、もう少し働きやすい職場になるのではないかと思います。事案でした。

(3) 虐待に関する相談事例

放任放置・心理的虐待に関する事例

事 例	就労継続支援事業所で虐待を受けているという相談
相談者	身体障がい（肢体不自由）のある人
相談内容	<p>働いているX就労継続支援事業所内で、以前から同性利用者によるセクハラや施設長からのパワハラがある。セクハラについては利用者をお願いしたが止めてもらえず、施設長に相談すると「同性同士の事だから我慢しなさい」と何度も言われた。施設長は普段から強い言い方をする。怒られ</p>

	<p>るのは日常茶飯事のことだ。先日は「あなたは早くB型に行った方がいいんじゃない」とも言われた。</p> <p>セクハラを止めさせてほしいし、施設長のヒステリックな態度を改善してもらいたいが、どこに相談するとよいのか分からない。</p> <p>座ってできる作業が自分に向いているので、この職場で働きたい。</p>
対応及び結果	<p>担当相談支援事業所に状況を確認した。相談支援員からは「先日、相談者と話したが、就労継続支援事業所変更の話になると精神的に不安定になられた」とのことだった。</p> <p>その後、相談者と連絡をとると「今の職場を辞めて、次の職場を探したい」と言われた。当方は相談者の意向を支持しながら傾聴した。</p> <p>相談者は、その後、Y就労継続支援事業所に就労したが、心身の不調があるため病院を受診し、カウンセリングも受けていると言われた。Y就労継続支援事業所は、エレベーターがないなど不便な環境ではあるが、職員に相談しながら就労している様子が窺えた。</p>

【広域専門相談員から】

初回はメールでの相談でしたが、相談者の話を詳しくお聞きしたいと、当方からメールで返信したところ、相談者から直ぐに電話がありました。その後は、電話でのやり取りで状況を確認しながら丁寧に話を聞いていきました。相談者は「普段相談できる人が周囲にいないので、聞いてもらってよかった」と言われ、徐々に落ち着かれたようでした。

その後、相談者は心身状態が不調な時も、問題を感じた際には周囲に相談することができており、就労意欲も感じました。今後も、体調に留意し医療機関や相談支援事業所等に相談しながら、就労を継続していけるようにと願っています。

(4) その他の相談事例

身体障がい（肢体不自由）及び難病のある人に関する相談

事例	マンション改修工事にあたり、差別的言動を受けているという相談
相談者	身体障がい（肢体不自由）及び難病のある人の家族
相談内容	<p>住んでいるマンションの入り口にスロープがあるが、勾配が急で使いづらいため、改修工事をする事になった。家族が車いすを使用しており、マンションの住人の中にも押し車を使う高齢者やベビーカーを使う人がいる。スロープについては、以前から危ないという声が上がっていたようで、工事については相談者から言い出したことではない。</p> <p>改修工事に当たって修繕委員会（以下「委員会」とする）が開かれており相談者も委員である。工事に反対している委員の一人が、工事は相談者が言い出したことだと思い込み、相談者の個人情報などが書かれたビラを事前に委員に配り、委員会の中でも「お金があるのだから、障がい者は出</p>

	ていけばいい」と発言した。この障がい者差別と思われる言動を注意し、止めさせてほしい。また、他の委員が黙っていることも問題だと思う。
対応 及び 結果	<p>ビラの内容は事実と異なり、発言も人権への配慮がないものであるが、委員会の中で話し合っ解決することが大切だと考え、相談者に再度話を伺った。相談者は自ら反論文を用意し管理会社に提出されていた。</p> <p>相談者は、委員をはじめ住人の意識を変えていきたいので、障がい者差別等について学び、自分から話をしたいと言われた。相談者に障害者差別解消法に関するパンフレットと条例に関する文書を送付した。</p>

【広域専門相談員から】

委員会のメンバーに配られたビラには、相談者について事実と異なる内容がいくつか記載されていました。更に、委員会での「障がい者は出ていけばいい」という発言は障がい者差別であり、障がい者への理解が不足していると考えます。また、相談者が憤慨されていたことの中には、委員会の際に、他の委員から意見が出なかったことも含まれていました。

今後、委員会の中で障害者差別解消法や条例等を参考に話し合いが行われ、同じマンションで生活をする住人に、障がいのある人への理解が深まることができると考えました。

終わりに

条例が施行されて10年が経過し、条例の認知度は令和元年度(2019年度)が42.4%、令和2年度(2020年度)が43.6%、令和3年度(2021年度)が49.9%と、着実に上昇しています。

特に、「条例を知っている」と回答する方が年々増加しており、条例の啓発活動により、差別に対する認識は深まってきているものと考えています。

一方で、相談件数は、令和元年度(2019年度)以降、相談件数は減少しています。外出や人と接する機会が極端に減少したことが大きな要因と考えられます。また、将来に対する不安から複雑化、長期化する相談事例も増えてきています。

引き続き、障がいに対する県民の理解を深め、条例の周知啓発により、差別に対してきちんと声を上げていくという意識を広げていく必要があります。

県では、熊本地震や令和2年7月豪雨などの災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、新たに「くまもと障がい者プラン(第6期熊本県障がい者計画)」〔計画期間：令和3年度～令和8年度〕を策定しました。

この計画では、これまで継承してきた基本理念を柱とし、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる社会の実現」に向けた取組を総合的に推進することとしています。

県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取組がより一層推進されるよう、今後も関係機関との連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本」づくりを推進していきます。

資料編

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止(第8条・第9条)

第2節 虐待の禁止(第10条)

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談(第11条―第15条)

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み(第16条―第20条)

第3章 県民の理解の促進(第21条)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条)

第5章 雑則(第23条・第24条)

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) 、

難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める

施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。

(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為

ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。

イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第 1 条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。))をいう。)を指定すること。

(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供す

ることにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

- (11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

第2節 虐待の禁止

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と

認める者

- 2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

- 2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

- 2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

- 2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

- 2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。
- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認め

るときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあつせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あつせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

熊本県障害者の相談に関する調整委員会 委員名簿

氏名	所属	職名
あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学	非常勤講師
いしびつ ひとみ 石櫃 仁美	熊本市 健康福祉局	局長
いしもと みちお 石本 通夫	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	副会長・理事
いわなが ひでのり 岩永 秀則	熊本県経営者協会	事務局長
うしの ただお 牛野 忠男	熊本県教育委員会特別支援教育課	課長
おの まりこ 小野 真理子	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会	総務部長・理事
かく ゆたか 加来 裕	公益社団法人熊本県医師会	理事
こじょう さとみ 古城 里美	熊本県弁護士会	弁護士
せりかわ みきひろ 芹川 幹弘	一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会	理事
たけだ つとむ 竹田 勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長
ちはら いちろう 千原 一郎	熊本県保育協会	副理事長
とまばやし たけあき 塘林 文明	熊本県知的障がい者施設協会	副会長
はら さとる 原 悟	熊本県商工会連合会	専務理事
みやもと けんしろう 宮本 憲司朗	公益社団法人熊本県精神科協会	副会長
むらかみ ゆうじ 村上 祐治	熊本県自閉スペクトラム症協会	副会長

令和4年(2022年)3月31日現在 (五十音順)

【お問合せ先】

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 企画共生班
〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(TEL) 096-333-2236

(FAX) 096-383-1739

【相談窓口】

広域専門相談員専用連絡先

(TEL) 096-333-2244 (FAX) 096-383-1739

(MAIL) tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp